

山形、昭50不3、昭50.12.8

命 令 書

申立人 山下建材労働組合

被申立人 株式会社 山下建材

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合の組合員に対し組合からの脱退を強要したり、職場の配置転換やいやがらせなど不利益な取扱いをして、組合の運営に介入してはならない。
- 2 被申立人は、下記文書をたて1メートル、横1.3メートルの板面に明瞭に墨書して会社正面入口の見易い場所に掲示し、10日間存置しなければならない。

記

会社は、貴組合の組合員に対し組合からの脱退を強要したり、配転やいやがらせなど不利益な取扱をしたことを認め今後かかる不当労働行為をしないことを誓約します。

昭和 年 月 日

株式会社山下建材

代表取締役 B 1

山下建材労働組合

執行委員長 A 1 殿

(注 年・月・日は掲示する初日を記入する)

- 3 申立人のその余の請求はこれを棄却する。

由 理

## 第1 認定した事実

### 1 当事者

- (1) 申立人山下建材労働組合（以下「組合」という。）は、昭和50年6月19日被申立人株式会社山下建材の従業員約20名によって結成され、山形県労働組合評議会及び北村山地区労働組合協議会に加盟する労働組合で、本件申立時の組合員数は11名である。
- (2) 被申立人株式会社山下建材（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を有し、各種砂利碎石の採取、製造販売、土木建設工事及び生コンクリートの製造販売等を業とする資本金2,000万円の株式会社である。

### 2 組合結成時の経緯

昭和50年6月19日申立人組合は、当面の要求として賃上げほか11項目にわたる要求書をとりまとめた。翌20日朝執行委員長A1（以下「A1委員長」という。）は、組合役員及び北村山地区労役員らと共に会社事務所に赴き、組合結成の通知書及び前記要求書を提出した。事務所には取締役専務B2（以下「B2専務」という。）及び同常務B3（以下「B3常務」という。）がいたが、同人らはこの会社では労働組合は認めないと言い、前記通知書及び要求書の受領を拒んだ。そこでA1委員長らは、同日午後6時頃再び事務所に赴き、代表取締役B1（以下「B1社長」という。）に前記文書を提出した。B1社長は、労働組合についてはよく分からぬからとして受取ろうとしなかったが、組合の説得によりようやく受取った。

### 3 試用期間中の者に対する脱退強要について

- (1) これまで会社は労働契約を口頭でしていたが組合結成後まもなく会社総務部長B4（以下「B4部長」という。）は試用期間中の者に対し、労働契約書及び身元保証契約書の提出を求めた。この際B4部長は、申立人組合に加入しているか否かを聞いたでした。
- (2) 6月25日組合員A2は、前記労働契約書等を提出したところ、B4部長に労働契約を結ぶなら組合を脱退するようにと言われたので、なぜ組合に加入して悪いのかと尋ねた。B4部長はこれに答えず、脱退届をどう書けばよいか分からぬでは困るだろ

うからと、脱退届の様式を書いたメモ用紙を渡し、このように書いて委員長に提出するかそうでなければ労働契約は結べないと述べた。

(3) 同日夕刻、A 2 がダンプカーに燃料を補給していたところ、事務所に呼ばれB 1 社長及びB 4 部長から組合脱退の意思があるかどうか尋ねられた。

(4) 同日午後5時30分頃、A 3 はA 4と共に、B 2 専務から事務所に来るよう呼ばれ、B 4 部長から組合を脱退するか会社をやめるかと言われた。

#### 4 A 5に対する配転と脱退懲処について

(1) 6月25日午前8時30分頃B 4 部長は、組合員のA 5（以下「A 5」という。）に対し、君のような事務に従事している者は組合に参加してはいけない、組合を脱退するかどうか明日まで返事するようにと告げた。

なお、A 5 は簿記2級の資格があり、伝票を総勘定元帳に記入する仕事をしていた。

(2) 翌26日 A 5 がB 4 部長に組合を脱退する意思のないことを告げたところ、B 4 部長はそれでは職場を替えなければならないと述べた。

後日、A 5 は生コンクリート製造工場へ配置換えされた。生コンクリート工場には、以前から女子事務員1名がおり、A 5 には特定した仕事がなく、水まきや掃除なども命ぜられていた。

(3) 6月27日午後10時頃、会社業務主任C 1（以下「C 1主任」という。）は同僚のC 2 とA 5 の自宅を訪れた。

C 1主任は会社事務所でB 1 社長、B 2 専務、B 3 常務及びB 4 部長らが組合が結成され困ったことになったなどと話しているのを聞き、なんとかしなければならないと考えたうえでの訪問であった。

なお、C 1主任は、会社の命をうけA 5 に入社を勧誘するため数回A 5 宅を訪問した経緯がある。

(4) C 1主任は、A 5 に対し組合に加入したことだがどうなのかと尋ねたところ、A 5 は仲間を裏切るわけにはいかないから組合の話はやめてくれるように言い、会社で明日から職場の配置転換をして水まき等の雑用しかさせない旨言われてきたと話し

た。C 1主任は、そんな程度で済めばいいがなということであった。C 1主任らは30分ほどして帰った。

## 5 A 1委員長に対する差別扱い

- (1) 6月25日午前10時頃、B 4部長はA 1委員長に対し、これまで自動車整備工場長ということで役付手当（月額1万円）を支給していたが、組合の委員長になったのだから、今後役付手当を支給しない旨告げた。
- (2) その後B 4部長は、役付手当の支給停止について県労政課に問合せたところ、多少問題があるとの回答を得たため、その後もこれまでどおり支給している。

## 6 A 6に対するいやがらせと組合脱退強要について

- (1) 6月25日午前7時30分頃B 1社長は、組合執行委員A 6（以下「A 6」という。）に対し、その日行く予定のなかった尾花沢市市野々の「尾花沢・最上線道路欠所復旧工事の現場に行って土方をしてこい。」と命じた。A 6は土木事業部門の技術主任であったので、これは組合を結成したことに対するいやがらせだなと思った。同人は、その後2週間ほど前記工事の現場の仕事に従事した。
- (2) 7月4日B 4部長はA 6と共に尾花沢市芦沢の株式会社イト一繊維尾花沢工場に出張した。帰路、B 4部長は自動車の中でA 6に、組合の6月20日付要求書は会社の実情を知らない外部の者が作成したもので、組合員の総意とは考えられない、組合運動とはこのようないいかげんなものであってはならないはずだなどと話した。更にB 4部長は、申立人組合が尾花沢・大石田地区の建設業の中で最初にできた労働組合だから、他の業者も相當に意識している。組合をやめなければ今後ほかの会社では働けないようになるし、独立しても仕事ができないようになるだろう、天童温泉にでも行ってゆっくり話合ってみようではないかなどと述べた。これに対してA 6は、はっきりした返事はせず、B 4部長の誘いにも応じなかつた。

## 7 A 7に対するいやがらせ

6月29日午後10時頃、組合副執行委員長A 7（以下「A 7」という。）からA 6に電話があり、すぐA 7宅に来てくれとのことであった。

A 6 が A 7 宅に行ってみると尾花沢警察署のパトロールカーも来ており、A 7 の留守中に B 3 常務から電話がきて電話口にてた A 7 夫人に対し、「あす、A 7 が出社したら殺してやる」と言ったとのことであった。

## 第2 判断

### 1 試用期間中の者に対する脱退強要について

被申立人は、試用期間中の者に労働契約書の提出を求めたのはトラブルの未然防止のためで、契約書提出の際の脱退強要の事実はないと主張するが、労働契約書を求めた際に組合加入の有無を問いただしていること、A 2 が労働契約書を提出した際 B 4 部長は組合脱退を強要し、脱退届の書き方を指導していること、日を同じくして A 3 及び A 4 に対して組合脱退か会社退職か二者択一を求めていることは組合に対する明らかな支配介入であり、被申立人の主張は認められない。

### 2 A 5 に対する配転と脱退懲処について

被申立人は、A 5 の配転について同人は総勘定元帳の処理を担当しており、会社の機密に接しているので、組合を脱退するよう話したところ同人はこれを拒否したため配転したものであり、また、この配転による同人の不利益はないと主張するのでまずこの点について判断する。

組合員の範囲については、本来組合自身決定すべきことで会社が A 5 の職務からして非組合員の範囲にあると判断した場合には、まず組合に折衝すべきであり、直接個人に対して組合脱退を懲処するのは許されない行為で、組合に対する支配介入である。また同人の配転は、組合脱退拒否のためであることが明らかであり、配転後は雑用等に使われているのであるから A 5 の配転は組合員であるための不利益取扱いと認める。

なお、当委員会のその後の調査によれば、A 5 は会社を退職しており同人に対する不利益取扱いの中止については救済の要がないと判断する。

次に C 1 主任らの A 5 宅訪問について判断する。

C 1 主任及び C 2 の A 5 宅訪問は、会社幹部が組合結成について困惑しているのを聞き、2人でなんとかしなければならないと考えてのことであって、同人らが会社と通謀

していた事実も、同人らの行動を会社が黙認していた事実も明らかでなく、会社の利益代表者とも認め難い以上会社の行為となすことはできない。

### 3 A 1 委員長に対する言動について

B 4 部長は、役付手当の支給を受けている A 1 が組合に加入したことに疑問をもち直接同人に対し、役付手当の支給を停止すると発言したのは、軽率な行為であったものの、その後県労政課に問合せるなどして、停止することなく支給しているのであるから、これをもって直ちに不当労働行為とは認められない。

### 4 A 6 に対する差別取扱いと組合脱退強要について

被申立人は、A 6 に対するいやがらせをした事実はなく、7月4日のB 4 部長のA 6 に対する話も同人を弟のように面倒みてきた者の訓示的なもので、支配介入の事実も意図もないと主張する。

B 1 社長のA 6 に対する業務命令は、土木事業の技術主任である同人に「土方をしてこい。」として単純な業務を命じて、同人のプライドを傷つけ、組合結成に対するいやがらせとの感じをいたかせたことが認められる。この場合、このような業務命令をださねばならぬ特段の理由も認められず、また同日他の組合員に対して脱退強要の事実があったことを合せ考えると、A 6 に対する業務命令は、同人の組合活動に対するいやがらせであったと認めるのが相当である。

またB 4 部長のA 6 に対する言動は、他に組合切崩しが行なわれている最中のことであり、個人的な話として看過するわけにはいかない。しかも話の内容はA 6 個人の将来に対する不安をかりたて同人の組合活動を阻止しようとしたものにほかならない。ゆえに、いずれも組合に対する支配介入と認めざるを得ない。

### 5 A 7 に対するいやがらせ

申立人は、B 3 常務のA 7 に対する言動を同人の組合活動に対するいやがらせであると主張する。

しかしながら、B 3 常務の電話の内容は、はなはだ不穏当ではあるもののA 7 の組合活動とのかかわりが明らかでないので申立人の主張は容認できない。

### 第3 法律上の根拠

以上のとおりであるから、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和50年12月8日

山形県地方労働委員会

会長 山口 弘三